

令和3年11月5日

第109回 神戸市個人情報保護審議会

個人情報保護法改正に伴う  
神戸市個人情報保護制度のあり方について

(市長室)

市長市第 289 号  
令和 3 年 11 月 5 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



個人情報保護法改正に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について  
(諮問)

本市におきましては、平成 10 年 4 月から神戸市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度を実施し、これまで貴審議会に個人情報の収集、目的外利用・提供及び電子計算機処理の制限や審査請求等に関して諮問し、ご意見をいただきながら、本市が保有する個人情報の適正な管理及び運用に努めてまいりました。

しかしながら、令和 3 年 5 月に国において社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図るため、個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体ごとの制度運用の不整合等を解消するため、全国的な共通ルールが定められました。

改正個人情報保護法は、令和 5 年春に施行される予定であり、これに伴い本市個人情報保護条例についても全般的に見直しを行う必要があります。

つきましては、本市における今後の個人情報保護制度のあり方について、神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、諮問いたします。

担当：市長室市民情報サービス課

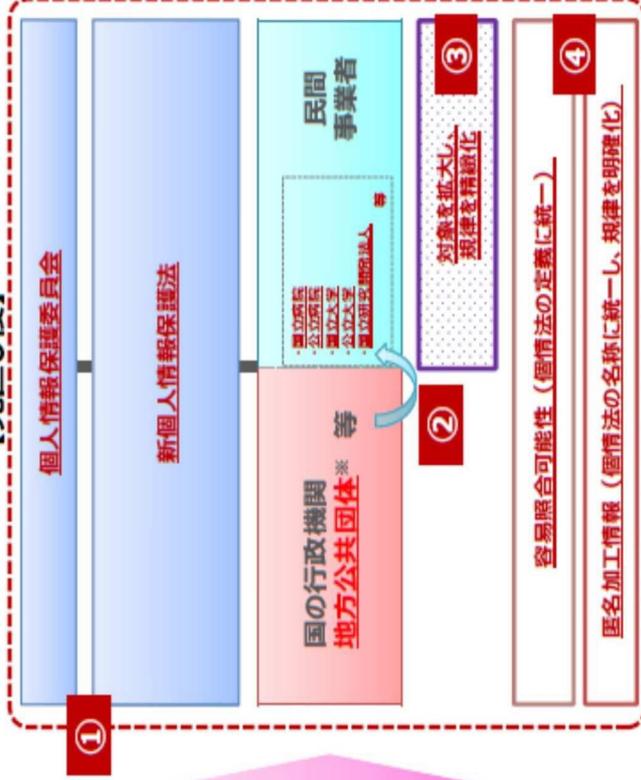
# 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報に関する規律を明確化**。

## 【現行】



## 【見直し後】



\* 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

# 地方公共団体の個人情報保護制度一元化の概要

## 趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分に認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 概要

- ① **適用対象**
    - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
    - ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
    - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く
  - ② **定義の一元化**
    - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
    - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
  - ③ **個人情報の取扱い**
    - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
    - 例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等
  - ④ **個人情報ファイル簿の作成・公表**
    - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
    - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
    - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする
  - ⑤ **自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求**
    - ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定
  - ⑥ **匿名加工情報の提供制度の導入**
    - ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
    - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
  - ⑦ **個人情報保護委員会と地方公共団体の関係**
    - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
    - ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
    - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等
  - ⑧ **施行期日等**
    - ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
    - ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
    - ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う
- ※**地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について**
- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
  - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

# 神戸市個人情報保護審議会運営要綱

平成9年12月25日

神戸市個人情報保護審議会会長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市個人情報保護審議会規則(平成9年12月規則第54号。以下「規則」という。)第5条に基づき、神戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開)

第2条 審議会の会議は公開するものとする。ただし、会議の議題が特定人のプライバシーに関わるおそれがある場合その他審議会が特に必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に際し必要な事項は別に定める。

(不服申立審査部会)

第3条 審議会に、不服申立審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

2 審査部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する。

3 審査部会に部会長を置き、審査部会の委員の互選によってこれを定める。

4 規則第2条第3項の規定については部会長に、第3条の規定については審査部会に、それぞれ準用する。

5 本条及び次条に定めるもののほか、審査部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が審査部会に諮って定める。

(審査部会の審議)

第4条 審査部会は、神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「条例」という。)第26条の規定により、審議会の所管とされている事項を調査審議する。

2 審査部会の会議は原則非公開とする。

3 第1項に規定する事項については、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、部会長は次の審議会の会議においてこれを報告するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成9年12月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

## 神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会運営要綱（案）

令和3年〇月〇日

神戸市個人情報保護審議会会長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市個人情報保護審議会要綱（平成9年12月25日神戸市個人情報保護審議会会長決定）第5条に基づき、制度審議部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（制度審議部会）

第2条 審議会に、制度審議部会を置く。

2 制度審議部会の委員は、審議会委員の中から会長が指名する。

3 制度審議部会に部会長を置き、制度審議部会の委員の互選によってこれを定める。

4 規則第2条第3項の規定については部会長に、第3条の規定については制度審議部会に、それぞれ準用する。

5 本条及び次条に定めるもののほか、制度審議部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が制度審議部会に諮って定める。

（制度審議部会の審議）

第3条 制度審議部会は、令和3年11月5日に神戸市長から諮問された「個人情報保護法改正に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方」に関する事項を調査審議する。

2 制度審議部会の会議は原則公開とする。

3 部会長は、審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。